（写真：日本ダンス大会事務局提供）

表彰

杉本奈々さん、ダンスで日本一

鎮西高校ダンス部全国ダンス大会初優勝

日本一となった鎮西高校ダンス部の皆さん（前列右から2番目が杉本さん）

第4回日本ダンス大会が6月4・5日、神奈川県で行われ、阿蘇中出身の杉本奈々さん（3年）が所属する鎮西高校ダンス部が出場、全国45組の頂点に立ち、見事初優勝しました。

杉本さんは、7歳頃からダンスを始め、県内で唯一ダンス部がある同校に入部。昨年に引き続き同大会の出場が決まり、練習に励んでいた最中に地震に遭い、練習が十分にできない中で、昨年準優勝の雪辱を果たしました。

杉本さんは「ダンスでみんなを勇気づけられればと臨んだ大会。声にならないくらい嬉しかった」と喜びを語りました。

わだい

花の種を受け取る児童

きれいな花で学校を明るく

人権の花運動

一の宮小学校で5月20日、人権の花伝達式が行われました。

思いやりや命の大切さを学んでもらおうと、市と法務局、人権擁護委員協議会の共催で毎年行われるもので、ナデシコやマリーゴールドなど学年ごとに6種類の花の種を配布。秋にかけて花を育て、その後、花を各施設に届けたり、さまざまな行事で種を配布する予定です。

伝達式で種を受け取った児童は「心を込めて育て、明るく素敵な小学校にしたい」と話していました。

熊本に遊びに来て！

福岡市で熊本観光ＰＲイベント

阿蘇市を含む県内市町村や観光協会などが6月3日から3日間、福岡市に出向き観光・物産展を開催、約3万6000人の来場がありました。

熊本地震により大きな打撃を受け、苦境に直面している観光関係業者などを支援しようと、熊本県と西日本新聞社の主催により行われたもので、会場の福岡市役所ふれあい広場では特産品の販売やご当地グルメの実演などを行いました。阿蘇市からも内牧温泉のお湯を持参し、温泉体験を行うなどしてＰＲしました。

わだい

ハンドスパを体験する来場者。

市民に元気を届けよう！

市商工会青年部主催復興支援イベント

わだい

鮮やかな衣装で舞う崇城大学のよさこいチーム

市商工会青年部主催による復興支援イベントが5月29日、門前町商店街と内牧商店街で開かれました。

熊本地震からの1日も早い復興と市民に元気を届けようと行われたもので、市内のよさこいチーム「ASO☆KOI華流伝羅」ほか県内6チームの踊り子が集結。あいにくの雨にも関わらず復興を願った力強い演舞が披露されました。

また、会場では露店が並び飲食物が振る舞われ、多くの家族連れなどで賑いました。

1,000人分の思い届く

JR九州あそぼーい！乗客が応援メッセージ

わだい

ビッシリと貼られた応援メッセージ

JR九州は6月9日、特急「あそぼーい！」の乗客約1000人が書いた熊本地震応援メッセージボードを市役所玄関に設置しました。

特急列車「あそぼーい！」は、宮地―熊本駅間を運行する特急列車で、熊本地震以降運行ができなくなったことから、5月3日から福岡県の博多―門司港間を臨時的に運行。メッセージは6月上旬までに乗客から寄せられたもので、「頑張れ熊本！」など、心温まるメッセージが寄せられています。

ボードは税務課前に設置していますので、来庁の際はぜひご覧ください。

ご協力ありがとうございます

避難所運営で支援

かんぽの宿阿蘇（日本郵政㈱かんぽの宿阿蘇）は、本震があった4月16日未明から閉鎖する5月14日までに、延べ約4000人の避難者を受け入れました。

同社は平成17年4月に市との間に「災害時における協力に関する協定」を締結。協定では、大規模災害時の協力として避難所を開設することや炊き出しや入浴の提供などを行うことなどが明記されており、今回の地震ではピーク時に、300人を超す避難者の支援に全社員挙げて当たっていただきました。

なお、地震の影響により営業を休止していましたが、現在は阿蘇に元気を取り戻すべく営業を再開しています。

避難所給食をサポート

阿蘇市地域婦人会（神保京子会長）は、発災後の4月17日から6月12日までの57日間、避難所での炊き出しや配膳を行いました。

指定避難所など7カ所で、食事の配膳は約5万3000食、約3万6000食分の炊き出し（おにぎり）に日赤奉仕団として延べ588人で支援しました。

介　護　保　険

65歳以上の皆さまへ～平成２８年度の介護保険料納入通知をお送りします～

ほけん課 介護保険係　☎22-3145

介護保険料は大切な財源です。保険料は下表のとおり前年の課税年金収入および合計所得金額をもとに基準額に保険料率を乗じて決まります。介護が必要となったときに、だれもが安心してサービスを利用できるよう、保険料は忘れずに納めましょう。

なお、熊本地震による介護保険料減免、徴収猶予の申請をされている方については、決定次第、別途、介護保険料減免決定通知書をお送りしますのでご確認ください。

平成28年度 介護保険料の納め方

●第５段階（基準額：62,400円）の一例（仮徴収の金額により本徴収の金額が変わります）

4月	6月	8月	10月	12月	2月
8,000円	8,000円	11,600円	11,600円	11,600円	11,600円

仮徴収　本徴収

前年の所得をもとに算出した保険料から、仮徴収（４月・６月）を除いた額を８月から翌年２月の年金支給月に納めます。

●納付方法

受給している年金額により納付方法が異なります。７月下旬に発送する介護保険料納入通知書でご確認ください。

●特別徴収と普通徴収、どっち？

▷年金額が18万円以上の人→特別徴収（年金からの天引き）
▷年金額が18万円未満の人→普通徴収（納付書払い）
※１８万円以上の方でも住民異動や税情報変更などで普通徴収になる場合があります。

65歳以上の介護保険料（基準額）

●平成27～29年度の介護保険料（基準額）　年額 **62,400円**（月額5,200円）

●平成28年度の段階別保険料率と保険料

段階	対象者	保険料率	年額
第１段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円以下の人　等	0.45	28,080円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円超１２０万円以下の人	0.75	46,800円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が１２０万円超の人	0.75	46,800円
第４段階	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、前年の合計所得金額＋課税年金収入額が８０万円以下の人	0.9	56,160円
第５段階（基準額）	世帯のだれかに市民税が課税されているが本人は市民税非課税で、第４段階以外の人	1.0	62,400円
第６段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が１２０万円未満の人	1.2	74,880円
第７段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が１２０万円以上１９０万円未満の人	1.3	81,120円
第８段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が１９０万円以上２９０万円未満の人	1.5	93,600円
第９段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が２９０万円以上の人	1.7	106,080円

平成28年8月から介護保険負担限度額認定の基準が見直されます

介護保険負担限度額とは？

介護保険3施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設）やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得者の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。

どのような改正が行われるのですか？

現在、世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市町村民税が非課税であって、年金収入等が80万円以下の方で一定額以上の預貯金等をお持ちでない方は、食費・部屋代について、利用者負担段階第2段階の負担をしていただいています。

食費・部屋代の利用者負担段階の判定に用いる収入には、現在は課税年金（老齢年金など）収入のみが対象になっておりますが、**平成28年8月からは非課税年金（遺族年金と障害年金）収入も含めて判定**することになります。

このことにより、現在、利用者負担段階が第2段階である方のうち、非課税年金を一定額受給されている場合には、利用者負担段階が第3段階になる場合があります。

（参考）利用者負担段階と負担限度額

利用者負担段階	対象者			負担限度額（日額） 部屋代			食費
第1段階	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ●生活保護等を受給されている方		かつ、預貯金などが単身で1000万円（夫婦で2000万円）以下	多床室		0円	300円
				従来型個室	（特養等）	320円	
					（老健・療養等）	490円	
				ユニット型準個室		490円	
				ユニット型個室		820円	
第2段階	平成28年7月まで	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額の合計が年間80万円以下の方		多床室		370円	390円
				従来型個室	（特養等）	420円	
					（老健・療養等）	490円	
				ユニット型準個室		490円	
	平成28年8月以降	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で合計所得金額と課税年金収入額と**非課税年金収入額**の合計が年間80万円以下の方 新設		ユニット型個室		820円	
第3段階	●世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む。）が市区町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方			多床室		370円	650円
				従来型個室	（特養等）	820円	
					（老健・療養等）	1,310円	
				ユニット型準個室		1,310円	
				ユニット型個室		1,310円	
第4段階	●上記以外の方			負担限度額なし			

保険証の更新

後期高齢者医療被保険者証が更新されます

ほけん課 高齢者医療係　☎22-3145

現在お持ちの保険証の有効期限は、平成28年7月31日までとなっています。新しい保険証（橙色）を7月中に簡易書留で発送しますので、8月1日からは新しい保険証をご利用ください。

新しい保険証に記載してある一部負担金の割合は、平成28年度の市町村民税の課税所得をもとに判定しています。

なお、現在お持ちの保険証（黄色）は、8月1日以降に、ハサミなどで裁断のうえ破棄してください。

後期高齢者医療被保険者の一部負担金の割合

（条件）

同一世帯の後期高齢者医療被保険者のうち、市町村民税の課税所得が１４５万円以上ある方がいる世帯の被保険者 → **3**割

上記条件に該当しない世帯の被保険者 → **1**割

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証更新のお知らせ

●現在、認定証（黄色）をお持ちの方

平成２８年７月３１日で有効期限が切れますので、新しい「限度額適用・標準負担額減額認定証」（橙色）を７月中に保険証と同封のうえ郵送します。８月１日からご使用ください。

●新しく申請が必要な方

所得区分Ⅰ・Ⅱの方で、「限度額適用・標準負担額減額認定証」をお持ちでない方は、外来および入院で受診される際に、この認定証が必要となりますので、市役所ほけん課または各支所市民係で申請してください。

なお、現役並み所得者、一般所得者の方は該当しません。

申請に必要なもの

○後期高齢者医療被保険者証
○印かん　○マイナンバー
○運転免許証などの本人確認書類

入院・外来時の自己負担限度額／入院時の食事代

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）	入院時の食事代（１食当たり）
現役並み所得者（※1）	44,400円	80,100円＋（総医療費-267,000円）×１％を加算 ４回目以降 44,400円（※2）	360円 ※指定難病者の方などは260円の場合あり
一般	12,000円	44,000円	
区分Ⅱ（※3）	8,000円	24,600円	90日まで 210円（※5） 91日目から 160円（※5、6）
区分Ⅰ（※4）	8,000円	15,000円	100円

（※１）同一世帯の被保険者に課税所得が 145 万円以上の方がいる場合
（※２）過去 12 か月以内に外来＋入院の限度額を超えた支給が４回以上あった場合、４回目以降は 44,400 円となります。
（※３）世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外の人）。
（※４）世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに０円となる人
（※５）過去 12 カ月以内の入院日数
（※６）長期入院の申請により食事代が 160 円になります。